

平成27年度茨城県在宅医療・介護連携拠点事業実施要項

1 目的

県民が住み慣れた地域で生活することを支えるためには、医療・介護にまたがる様々な支援を提供する必要がある。

本事業は、在宅医療・介護を切れ目のない仕組みづくりとするため、市町村や医師会等職能団体を事業主体とし、事業主体（在宅医療・介護連携拠点事業者（以下「連携拠点」という。））が、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネージャーなど多職種協働により、地域の特性に応じた包括的かつ継続的な在宅医療・介護の支援体制を構築するとともに、在宅医療・介護に関する普及・啓発を促進することを目的とする。

（参考）

第6次茨城県保健医療計画において、次表のとおり、全国平均値を数値目標と定めたので、積極的に取り組むこと。

目標項目	現 状 (人口10万人あたり)	目 標 (人口10万人あたり)
在宅死亡者数※	137.7人	150.6人

※人口：国勢調査・人口推計（H22.10.1時点）

※在宅死亡者数（自宅・老人ホーム）：人口動態統計（H22.1.1～H22.12.31）

2 事業主体

市町村、※医師会等職能団体及びその他知事が認める者

※地域全体を見渡せ、一定の公益性、中立性を有し、関係者間の調整を行うことができるため。

なお、連携拠点は、事業実施において専門的な知識や技術を要するものでかつ事業の効果及び効率化を図れる場合には、事業の一部を第三者に委託することができる。

3 事業内容

市町村等の連携拠点が中心（旗振り役）となり、地域全体で包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する体制（役割分担と相互協力）を構築するため、次の（1）及び（2）を実施する。

（1）「土台づくり」事業

連携拠点は、地域レベルでの協議の「場」を設定し、地域の在宅医療・介護に関わる多職種の者、組織及び行政（市町村、保健所等）と一体的に取り組み、多職種協働によるネットワークの改善・強化を図りつつ、在宅医療・介護を支える「土台づくり」を行うこと。

（2）「仕組みづくり」事業

連携拠点は、「土台づくり」事業で抽出した地域課題について、地域資源を最大限に効率的・効果的に活用することで、「医療・介護従事者」、「患者・家族」の両側からの解決に向けた検証（モデル事業）を実施し、支援を必要とする者に対し安心感を与えられる「仕組みづくり」を行うこと。

4 県の役割

（1）予算の範囲内で本事業の費用の助成を行い、事業実施者の取組を推進するための必要な支援を行う。

（2）連携拠点の取組を検証し、公表することで県全体に在宅医療・介護を提供するための体制構築を目指す。

(3) 保健所は本事業に関し、市町村、医師会等との調整を行うなど、連携拠点に対する支援や、連携拠点が行う、地域の資源把握、課題抽出などの取組みについて必要に応じて助言等の支援を行う。

5 その他

この要項に定めるもののほか、事業内容及び手順に関しては、「平成27年度茨城県在宅医療・介護連携拠点事業業務処理要領」に定める。

付則

この要項は、平成27年4月2日に施行し、平成27年4月1日から適用する。